

〈研究ノート〉

産業内限定通貨圏の構築とその条件

—— 非政府通貨の導入による特定産業振興策に関する試案

添田 馨 (大阪経済法科大学
アジア太平洋研究センター)

はじめに

国内需要が慢性的に不足している現在のわが国の経済状況下で、売上げ規模の漸進的な拡大を伴う従来型の成長戦略から、規模の拡大を必須条件としない代わりに最低限の収益だけは確保可能な“成熟戦略”への脱皮が広く求められている。構造的な体質の転換が非常に困難な産業分野、とりわけ国内外の為替格差を利用した生産拠点の海外シフトという手段を採れない産業分野においては、国内におけるバリューチェーンの再構築が経営内容を左右する喫緊の課題ともなっている。

本論はこのような問題設定に立って、円やドルといった政府通貨の範疇に属さないまったく新しいタイプの“非政府通貨”導入の構想を通じ、その解消の道筋を示す試みである。

ここで言う非政府通貨とは国家の後ろ盾による法定通貨（円、ドル等）に属さない貨幣もしくはその類似物（代用貨幣）全般を指す。近似の概念としては「地域通貨」「コミュニティ貨幣」等があるが、それらをも包括する幅広い含みを持たせている。

モデル構築において本論の対象としたのは、素材製品の流通業という特定産業分野である。なぜそれを選んだかと言えば、素材製品の流通業こそがもっとも付加価値の幅を広げにくい典型的な業種のひとつと断言していいからである。

1. 素材製品流通業の業態と収益構造

素材産業そのものは高度な製造技術を必要とする最先端分野であり、様々なイノベーション

によって機能性の向上など高付加価値化の実現も十分に期待できる成長分野である。また、そうした素材の高い装飾性や機能性を利用した二次・三次の製造業においても、最終製品化のさらなるイノベーションが見込める限り、付加価値創出の大きな可能性はつねに生成し続けると考えてよい。

しかしその一方で素材製品流通業の基本業態は、買価と売価の価格差益をほとんど唯一の収益源としている。そのため、製造業におけるような付加価値創出型のこうしたイノベーションの介在する余地は基本的に生まれない。流通業としてのイノベーションがあり得るとすれば、それは取扱う素材製品に関わりなく、デリバリー（物流）における納品時間短縮といった物理的サービス面か、コンバーティング（加工）もしくはプロモーション（販売促進）に関する情報価値の提供サービス面のふたつの領域にほぼ限定されざるを得ない。つまり流通業の収益を支える付加価値の根源はこれらサービスの品質内容に集約されるにもかかわらず、その対価はつねに売価のなかに組み込まれる原価構造となっており、言い換えれば流通をになう企業側から見た場合、自らが生み出す付加価値は販売先へのプラスの対価とはならず、自らが負担するコスト構造のなかに蓄積されるマイナスの対価としてのみ存在し続けるのである（同業者間で運賃などのサービス・コストを相互に負担しあう慣行もないではないが、販売先がコンバーター（加工業者）になる場合はほとんどその限りではないことも一般的である）。

その結果どのような事態が招来されるかといえば、素材製品の流通業においてはサービス面での付加価値向上を図ればはかるほど、逆に

負担するコスト額が増大していくという不可避のジレンマがこの業態に特有の足枷として残り続けることになる。多くの場合、素材製品の価格は市況によって左右されるため、製品の販売数量と回収される資金額の比率もつねに変動する。他の業種同様にここでも競争は同業者間での価格競争に帰着するものの、それは持久消耗戦にも似てコストの増額分を持ちこたえながら、最終的にはプラスのキャッシュフローを確保し続けるという相矛盾した要請となって現れるため、買値と売値の価格差益がよほど幅広く取れないことには、自立的な業容として成り立たなくなる危険性をもつねに背負ってしまうことになる。

しかし一般に素材製品の流通業は、メーカーおよびその代理店を通して流れた製品がそのまま小売店や個人消費者によってじかに購買されることはなく、ほとんどの場合、二次・三次の加工業者（コンバーター）に転売され、そこで最終製品に仕上げられるというプロセスを踏む。つまり販売先がある程度限定される上に、その製品自体も生活必需品のように普遍的な需要に应答するものではないため、社会的な価格統制力はより強く作用する傾向があり、そのため、業界としての平均的な利益率は、他の産業分野と比較すれば総じて低い値を示すことが知られている。

このように素材製品の流通業をひとつのビジネス・モデルとして見たとき、その収益構造はむしろ脆弱であり、また業態そのものの構造転換も容易ではないという実像が浮かび上がってくる。わが国の産業界の底辺部分を実質的に支えているこうした卸売機能は、細分化した多様な製品市場を有するわが国の経済社会で原材料供給機能の重要な部分を占めていると考えられる。従って彼らが独立の業態として適正な収益規模を確保しながら、企業体としても社会機能としても存続していくことは、十分に意義があると同時に必要不可欠のことでもあると筆者は考える。そしてこれらの流通業者が財務的な体質をより強固にして、相対的に脆弱なその収益構造を抱えながらも公共的な存在理由と独自のサービス機能をそれぞれの流通市場内に効果的に提供し続けるためには、ある種抜本的な振興策が必須になるというのが、本論の主張する

ところである。

2. 特定産業振興策における非政府通貨導入モデル

ある産業分野を特定し、同業者間の何らかの組織化を通してそこに政府通貨以外の代用通貨（＝非政府通貨）を導入するタイプの産業振興策について、以下にその基本スキーム試案を述べる。

端的に言えば、その場合に選択しうる基本方針はふたつある。

ひとつは組織化された同業者間における製品売買の決済手段を、非政府通貨によるそれへと全面的に置き換えることである（**非政府通貨による商品仕入の業者間決済**）。

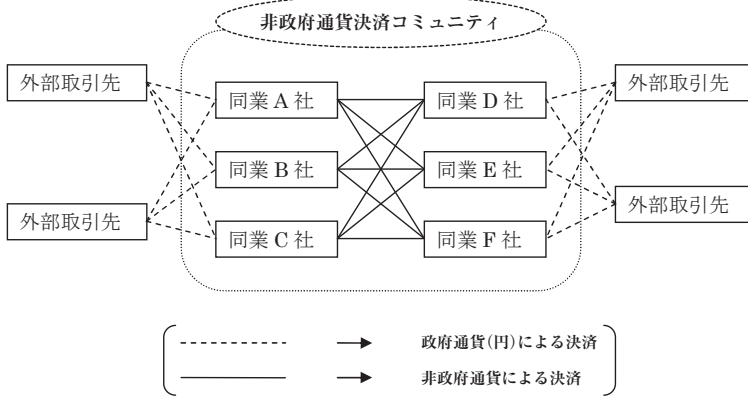
もうひとつは、製品の配送や納品、在庫拠点倉庫への入出庫といったデリバリーにかかる業務を組織化された同業者間でシェアすることにより、これまで変動費内の販売費（物流関連費）として計上されていたコストの一部分を、非政府通貨による決済に置き換えることである（**非政府通貨による物流関連費用の業者間決済**）。

産業振興策である以上、あくまでその目的は本業の補完的なサポートに限定されなければならない。企業単位の財務体質の強化が本ミッションの最終目的であり、解決すべき課題の核心部分は業界が抱える特有のジレンマそのものにあることはすでに述べた。

サービス面を強化して付加価値そのものを増幅させようとするれば、確実にその分のコスト負担のみが上昇し、一方で販売量や回収金額が増える保証が一切ないという点にこの業界に共通する経営上の最大のリスク要因のひとつが存在している。従って、つねに変動し続ける販売量や回収金額に影響されることなく、サービス強化にかかるコスト全般を限りなくゼロに近づけることができれば、営業キャッシュフロー自体は現状よりも大幅に改善されるはずである。

本ミッションの基本スキームは、きわめてシンプルなアイデアによって構成される。すなわち業者間取引における仕入代金の支払いと変動費に占める物流関連費用の支払いを、政府通貨での支出ではなく非政府通貨での支出に代行させるというものである（図1）。

図1 基本スキーム図



このモデルが有効と思われるのは、同業者間の決済コミュニティの内部においては非政府通貨による決済が行われる一方で、コミュニティに属さない外部取引先との決済はこれまで通り政府通貨（円）で行われるため、コミュニティ内での「円」の循環は起こらず、逆にコミュニティ内に流入する「円」の総額がそのまま手元流動資金として全額確保されるという利点からである。通常の取引関係ならば、同業A社～F社は個々別々に「円」建てでコスト負担をしながら相互に「円」建てでの売買取引を行っており、コスト負担分では全額、また売買取引では相互の利幅分の全額をそれぞれ「円」で支出している。少なくともこれらの支出にかかる政府通貨（円）の全額が、上記モデル構想においては非政府通貨に置き換えられるため、「円」建てでみた場合の営業キャッシュフローはその分だけ改善される仕組みとなる。

残される課題は、このモデルにおける非政府通貨なるものの実体概念の構築作業である。

“非政府通貨”という場合、筆者は特になにか既存の貨幣類似物を指してこの用語を使っている訳ではない。「地域通貨」や「コミュニティ貨幣」といった概念に通じる内容をそれは含んではいるものの、当面のところはこの最も核心的な部分の記述を白紙のまま保留して、まずはわが国の過去の歴史のなかに筆者が構想するような代用通貨とその社会システムが実際に機能したとされる事績の検証を行いたいと思う。

3. 江戸・寛文期以降の「藩札」流通の実態

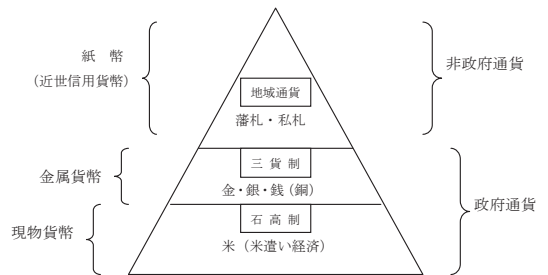
江戸時代の寛文期以降、明治時代の初頭に至るまで所謂「藩札」という紙幣が国内諸藩で広く流通していた事実が、現在、明らかになっている（日本銀行調査局：1964）。「藩札」は文字通り、徳川幕府が発行する正貨（政府通貨）に対して諸藩が発行した「領内通用紙幣」（非政府通貨）の総称であり、近年は所謂「地域通貨」の先駆形態として比較対照されたりもするが、現在、わが国でそれに相当する

ような事象は存在していない。むしろ「藩札」の流通実態は当時の貨幣制度に厳格に規定されながら、藩内の地域経済に根を張るかたちで独自の発展を遂げた稀有な事例と見るべきである。

「藩札」が江戸期の地方経済に占めたきわめてユニークな地位と、その優れた社会的機能とを理解するためには、徳川幕府が制定した石高制と三貨制との相補的關係においてそれを全体的に捉えなおすことが必要である。

江戸時代の通貨システムは、石高制を支えた米（現物貨幣）と、三貨制を支えた金・銀・銅貨（金属貨幣）と、それから地域経済を支えた藩札（領内紙幣）・私札（その他紙幣）の三層構造として総括することができる（図2）。ベースをなすのは米の収穫高（石高）を本位とした石高制であり、それは税（年貢）計算の根幹をなした。また、通常の経済活動における決済機能は金属貨幣がその役割を担った。そして、これら政府通貨の全国的な流通エリアの内部に、独自の流通経路をもつ藩札のユニークな経済活動の場が成立していた。

図2 江戸時代の通貨の三層構造



藩札がこのように広く発行されるようになった

社会経済的背景には、寛文期（1660年代）以降に起きた諸藩の財政危機と全国的な規模での通貨不足という現実的な与件があった。藩札発行を必然化させたこの藩財政の窮乏化と通貨不足の内情について、鹿野嘉昭は経済学的観点から以下のように理論化している。

…大名領国におけるマクロ経済的な通貨の需給バランスという観点からいうと、領国財政の窮乏化は必然的に幕府貨幣の純流入額の減少を招来する。そして、江戸時代はじめにおける金銀正貨の流通残高（領国金銀貨を含む）に領国への幕府貨幣の純流入額の累積値を加えたのが一領国内での通貨供給量であり、これが所要通貨需要量を下回るときに通貨不足が発生する。その意味で、大名領国財政の困窮化と通貨不足とは同じコインの表と裏の関係にあるということが出来る。

（鹿野『藩札の経済学』第4章129頁・2011年）

藩札発行の大きな目的は、共通してこうした通貨不足の解消と藩財政の建て直しにあったことが分かる。ただし、より細分化した目的別に見ていくと、それらはさらに以下の三つの発行パターンに分類できる。

- (1) 藩政府が領国内の正貨（政府通貨）を吸収する目的で発行し、集めた正貨と引き換えに領民に支給したもの（正貨交換ストック準備型）。
- (2) 有力商人などが藩政府の依頼のもとに貸付利子取得の目的で発行し、資金の前貸しを必要とした領民に支給したもの（商業資本貸付利子取得型）。
- (3) 特産品の専売制をとった藩政府が資金融通の目的で有力商人に発行させ、特産品買い上げの際の支払い資金に充当させたもの（専売制維持資金融通型）。

そして、とりわけ重要な意味を持つのが、その発行から円滑な流通にまで至らしめるための制度的な枠組みの設計である。多種多様な藩札を円滑に流通させるための条件として、各事例から抽出した共通するいくつかの要因については、同じく鹿野の以下の記述を参照されたい。

…領国大名政府では、藩札の発行に際し通用

仕法を詳細に領民に公示していたが、その仕法はおおむね次のような条項からなっていた。すなわち、①領内における幕府正貨の使用禁止（ただし、たとえば銀2分以下の小額取引を除く）、②個人間での正貨と藩札との引替取引の禁止、③藩札から正貨への引替えは、藩外支払目的を除き禁止する、④藩士への禄、給料（現金支給分）等はすべて藩札で支給する、⑤年貢等藩政府への支払いは藩札で行う、などといった細則が定められていたのである。そして、藩札を最初に発行するにあたって、領国大名政府では、領民に対し彼らが保有する幕府正貨との引替えを義務づけるなど、幕府貨幣との引替えで発行されたのである。

（前掲書 130頁）

なお、ここには記されていないが、藩札の発行に際しては、通常、藩札発行高の3分の1程度の幕府正貨（政府通貨）が、兌換準備として領国大名政府には保有されることになっていた。裏返せば、兌換準備額の3倍に相当する額の藩札が発行されたわけであり、領内の通貨流通量も3倍に増えたことになる。ここまでの知見を総合すると、藩札発行の事業は領国内の通貨供給を円滑にし、藩財政の建て直しに大いに寄与した反面、つねに兌換準備額を大きく上回る濫発（過剰供給）というインフレリスクをも抱え込まざるを得ないという二面性があったことになる。

鹿野はこれらの諸点を踏まえて、藩札の概念を「領内で流通していた幕府貨幣との引替えで発行された代用貨幣」（同131頁）だと規定した。また、その通貨としての信認のよってきたる根拠を「領国大名政府自らが賦与した強制通用力を商人信用によって補強していた」（同123頁、傍点引用者）点に見出している。

これらの分析結果を筆者の観点から総括するならば、藩札の発行事業とは政府通貨（幕府貨幣）の不足を非政府通貨（藩札）によって補填すると共に、それ自体が流通性を保持して財源確保の重要な手段としても有効に機能したという官民一体の知恵の結晶だった。

これらの事実は、筆者が構想する特定産業分野における非政府通貨導入のスキームの貴重な先駆型として、現在でもきわめて多くの示唆を

提供している。以上の諸点を踏まえながら、次節ではそのスキームの原則部分の記述を試みる。

4. 特定産業振興策における非政府通貨システムの諸原則

特定産業振興策としての非政府通貨システムの具体的な記述に当たって、わが国の藩札の流通形態の分析結果から、再度、有効かつ必要と思われるコア概念をここで整理しておく。以下は筆者が抽出したコア概念を10項目の原則に落とし込んだものである。

- (1) 非政府通貨の流通価値は、政府通貨の安定した流通価値との相対的關係において決定される。つまり、非政府通貨が安定的かつ機動的に流通する前提条件として政府通貨の安定的な流通状況が必須である（相補性の原則）。
- (2) 非政府通貨は政府通貨と同様に、その発行から回収までの全プロセスの管掌が一元的に行われる必要がある（一元化の原則）。
- (3) 非政府通貨と政府通貨の交換レートは、つねに合理的な根拠に基づき自主的に決定され維持される必要がある（交換レート自主決定の原則）。
- (4) 本目的に沿った非政府通貨システムの実施に当たっては、システムに参加する個々の成員すべてに対し、契約関係を通じて運用ルールの遵守を義務づける必要がある（ルール遵守の原則）。
- (5) 非政府通貨への信認はその発行主体に対する信用へと全面的に依拠するため、通貨としての自立性を担保するかつての藩政府に相当するような自立的機関が代置される必要がある（非政府通貨の自立性原則）。
- (6) その場合、藩政府が実際の藩札事業を委託した有力商家に相当するような、実際の発行・回収実務を請け負う、事業意欲と財力と業界内での信認を有する利害関係者の関与が必須である（営利事業性の原則）。
- (7) 非政府通貨が円滑に流通する基本条件として、政府通貨への兌換準備が発行主体

により信頼のおけるかたちでつねに担保される必要がある（兌換準備の原則）。

- (8) 非政府通貨の発行額を、政府貨幣の兌換準備額との相関関係において、つねに一定水準に保つシステム運用が絶対に欠かさない（濫発防止の原則）。
- (9) 非政府通貨の発行の最初期（キックオフ時点）においては政府通貨による何らかの原資（正貨交換）が必要である。また、非政府通貨は必要に応じ政府通貨へいつでも交換できなければならない（出資と資金引上げの原則）。
- (10) 特定産業振興策としての非政府通貨は、政府通貨のもつ基本機能を自らの流通範囲においてすべて代行可能であるように、その細部の設計がなされる必要がある（代用通貨原則）。

無論のこと、藩札が流通した当時と現在とでは、国家の形態も行政機構のありかたも経済システムもすべてが大きく違っている。しかし、藩札発行事業の成功要因の本質部分が表象しているシステム思考のいくつかは、それを現代の具体的な状況に置き換えてシミュレートしてみた時、きわめて実効的なことが分かる。

相補性の原則については、わが国の「円」が円滑に流通している現状において特に問題とされることはないだろう。

一元化の原則については、金融機関の機能を代行しうのような新たな管理主体の創出が必要であることを示している。

交換レート自主決定の原則については、上記の管理主体の重要な事業運営の課題であり、その権限の付与を合法的かつ合理的なかたちで行うことができれば、これも難しいことではない。

ルール遵守の原則については、この非政府通貨コミュニティの構成員が自主的に決定する憲章等をもとに策定することができればよい。罰則規定も含めて厳格な運用が求められる。

非政府通貨の自立性原則については、つまるところ貨幣としての受領性をどのような機構がいかに担保するかという問題へと言い換えられる。非政府通貨を手形や有価証券とは違い、一般的流通性を装備した通貨として扱うという合意がコミュニティの全構成員によって為され

ば、それは不可能なことではない。同業者組合のような機能をもつ公益的な法人等の介在がその場合重要となる。

営利事業性の原則については、非政府通貨の発行業務を請け負う事業主体が自らの営利目的の事業としてこれを魅力ある投資対象とし、収益があがった場合のリターンが確実に得られることを明示的な条件にすることで成立の可能性が生まれる。実はこの営利事業性の原則は、当ミッションの成否の鍵を握る部分でもある。

兌換準備の原則については、先の同業者組合のような公益的な法人等が営利事業主や構成員から出資を受けた政府通貨（円）を、兌換準備のための基金としてストックし管理することで実行可能となる。

濫発防止の原則については、非政府通貨の際限のないインフレを防止するという重要な責務の所在を示しており、自立性原則のところで触れた何らかの公益的法人等にそれをハンドリングする権限を付与することで、歯止めの役割を持たせることが可能である。

出資と資金引き上げの原則については、当コミュニティへの参加と離脱に関するもので、ルール遵守の原則のところで触れた憲章等のなかに文言としてこれをきちんと盛り込むことにより、実際に運用することができよう。

代用通貨原則については、この非政府通貨コミュニティの構成員からの資金需要に応じるため、貸付など決済以外の用途についても対応できなければならないという原則であり、その場合の担保設定の方法を明確にしておけば、これもまったく不可能なことではない。

以上、特定産業振興策の観点から、非政府通貨導入のスキームと運用システムの必要条件等を導き出した。次なる課題は、本論で構想した非政府通貨事業を現行の商法、出資法、税法および会計基準等との整合性を図りながら詳細設計する作業であり、稿を改めての継続課題とする。